搜索救助用レーダートランスポンダ	一　周波数 二　空中線電力 三　受信感度	電池の有効期限の確認を含む。
搜索救助用位置指示送信装置	一　周波数 二　占有周波数帯幅 三　空中線電力 四　識別信号	電池の有効期限の確認を含む。
船舶自動識別装置及び簡易型船舶自動識別装置	一　周波数 二　占有周波数帯幅 三　空中線電力 四　識別信号	

局

附　則

この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

○農林水産省
国土交通省令第二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項の規定に基づき、漁船特殊規程及び小型漁船安全規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十二日

農林水産大臣　赤松　広隆
国土交通大臣　前原　誠司

漁船特殊規程及び小型漁船安全規則の一部を改正する省令

（漁船特殊規程の一部改正）

第一条　漁船特殊規程（昭和九年逓信省・農林省令）の一部を次のように改正する。

第五十一条の四の三の見出し中「レーダー・トランスポンダー」の下に「及び捜索救助用位置指示送信装置」を加え、同条中「レーダー・トランスポンダー」の下に「又は捜索救助用位置指示送信装置」を加える。

（小型漁船安全規則の一部改正）

第二条　小型漁船安全規則（昭和四十九年農林省・運輸省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項中「及び小型船舶用レーダー・トランスポンダー」を「、小型船舶用レーダー・トランスポンダー及び小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置」に改める。

第二十六条第一項第八号中「小型船舶用レーダー・トランスポンダー」の下に「又は小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置」を加える。

第二十六条の三の見出し中「及び小型船舶用レーダー・トランスポンダー」を「等」に改め、同条中「及び」を「、」に改め、「小型船舶用レーダー・トランスポンダー」の下に「及び小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置」を加える。

附　則

この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

○国土交通省令第六十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項、第六条ノ三、第六条ノ四第一項、第二十九条ノ三第一項、第二十九条ノ四第一項及び第二十九条ノ八並びに船員法（昭和二十二年法律第百号）第百十八条第六項の規定に基づき、船舶設備規程等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十二日

国土交通大臣　前原　誠司

船舶設備規程等の一部を改正する省令

（船舶設備規程の一部改正）

第一条　船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第九十七条第三項」を「第九十七条第四項」に改める。

第百五条第一項中「舷梯ヲ設ケ且堅牢ナル舷梯鈎」を「乗降船設備」に改め、同項ただし書中「沿海以下ノ航行区域ヲ有スル船舶ニ付テハ」を削り、同条第二項を削る。

第百十五条の二十七の見出しを「（乗降船設備）」に改め、同条ただし書を削る。

（救命艇手規則の一部改正）

第二条　救命艇手規則（昭和三十七年運輸省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「次項」を「事項」に改める。

別表第二号中「艤装品」を「艤（ぎ）装品」に改め、同表中第二十九号を第三十号とし、第二十二号から第二十八号までを一号ずつ繰り下げ、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二　捜索救助用位置指示送信装置

（船舶安全法施行規則の一部改正）

第三条　船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第六項第八号中「三田尻灯台から百四十度五千八百メートル」を「三田尻中関港築地東防波堤南灯台から百三十七度五千二百メートル」に改め、同項第十二号中「高甲岩灯標」を「高甲岩灯台」に、「同灯標」を「同灯台」に、「鶴見埼」を「鶴御埼」に改め、同項第二十二号中「鹿児島県黒之浜港南防波堤灯台から二百十七度」を「鹿児島県黒之浜港西防波堤灯台から百九十三度」に改める。

第六十条の五中「及びレーダー・トランスポンダー」を「、レーダー・トランスポンダー、捜索救助用位置指示送信装置及び小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置」に改める。

別表第一中

「

その他のレーダー・トランスポンダー	1個につき　14,900円

」を

「

その他のレーダー・トランスポンダー	1個につき　14,900円
小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置	1個につき　10,500円
その他の捜索救助用位置指示送信装置	1個につき　12,300円

」に改める。

別表第一の二中

「

その他のレーダー・トランスポンダー	1個につき　14,700円

」を

「

その他のレーダー・トランスポンダー	1個につき　14,700円
小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置	1個につき　10,300円
その他の捜索救助用位置指示送信装置	1個につき　12,100円

」に改める。